

# 相 談 事 例

ID：05-01-011

## 相談タイトル

所有する不動産物件と各種税金について

### Q：ご相談内容

現在、伊勢崎市内に家を所有していて、渋川市内の中古住宅物件も購入を考えている。  
仕事の利便性を考えると、伊勢崎市内の住宅はそのままに、渋川市内の住宅を購入しようと思っている。固定資産税や住民税などの税金はどの様に賦課されるのか聞きたい。

### A：回答

固定資産税（土地・建物）については1月1日現在の所有者等情報をもとに請求されるものとなりますので、取得する時期にもよりますが、所有するそれぞれの市の不動産に賦課されます。住民税については、基本的には、住民登録をされている市町村に支払うことになるとは思いますが、住民登録がなくても「事務所・事業所または家屋敷を持っている」方には当該市町村から賦課されることがあります。

なお、住民税について渋川市のホームページで確認すると、納める人については

- ・前年中に所得があり、1月1日現在で渋川市に住所のある人。
  - ・1月1日現在で事務所・事業所または家屋敷を渋川市内に持っている人。
- そのため、転出後も渋川市から納付書が届いたり、逆に渋川市に転入後も他の市町村から納付書が届くことも考えられます。詳細につきましては、渋川市総務部税務課に連絡し、確認して下さい。